

## 岩見沢市における空き家等の適正な管理に関する条例の主な内容

### 対象となる空き家について

#### 空き家とは？

- ・市内に所在する建築物その他の工作物で常時無人の状態にあるものをいいます。

#### 空き家等とは？

- ・空き家とその敷地を含んだものをいいます。

#### 適正に管理されていない状態とは？

- ・老朽化若しくは台風、積雪その他の自然災害等による空き家の倒壊又は空き家に用いられた建築資材等の飛散若しくは剥落により、人の生命、身体又は財産に被害を与えるおそれのある状態。
- ・空き家等への不特定の者の侵入により、火災又は犯罪が誘発されるおそれのある状態。
- ・上記の他、雑草・樹木の繁茂など生活環境の保全を著しく阻害するおそれのある状態。

### 所有者等の責務

空き家等はいくまでも個人や会社等の財産であり、所有者が適正に管理することが大原則です。

本条例では所有者等の責務として、「空き家等が管理不全な状態にならないよう、空き家等を適正に管理しなければならない」と規定しております。所有者等の皆様は、定期的に空き家等の状態を確認していただき、管理不全な状態になっている場合は、改善措置を速やかに講じてください。

また、個人での管理が困難な場合は、業者や知り合いの方等に依頼するなどし、管理責任を果たしてください。

### 市の対応

#### 1. 調査

空き家等の現状把握（敷地内の立入調査）並びに所有者等の特定調査を行います。

#### 2. 助言及び指導

調査により、空き家等が管理不全な状態にあるときは、所有者等に対し、管理不全な状態を解消するために必要な措置を講ずるよう助言し、指導します。

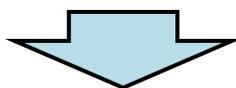
#### 3. 勧告

指導に係る措置を講じない場合は、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができます。

#### 4. 命令及び公示

勧告に係る措置を講じない場合は、期限を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることができます。

なお、命令を行うときは、あらかじめ弁明の機会を与えるものとし、命令をしたときは、所有者等の住所、氏名、命令の内容等を公示します。



**命令後もなお、管理が十分でない場合は、  
市が代わって危険を取り除き、その費用を所有者等から徴収します。**